

福生市

℞5

特別支援教育
プログラム



令和5年3月
福生市教育委員会

はじめに

福生市教育委員会は、中央教育審議会各答申や東京都における特別支援教育の推進に関する諸計画を踏まえ、平成27年3月、「福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画 福生市特別支援教育アクション20」を策定し、特別支援教育に関する環境整備や指導の改善を推進してまいりました。例えば、平成28年に「ことばの教室」を福生第七小学校に設置するとともに、「福生市特別支援教室プログラム」を策定し、平成29年度に全小学校に特別支援教室を、令和2年度には全中学校に特別支援教室を設置いたしました。また、自閉症・情緒障害特別支援学級については、平成29年に福生第六小学校に、平成30年には福生第一中学校に設置いたしました。

これら本市における諸施策の推進と、東京都の動向を踏まえ、平成30年に「福生市特別支援教育第二期・第一次実施計画」を策定し、特別な教育的ニーズのある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長する教育施策の充実によって、児童・生徒が安全・安心に学習できる教育環境の充実に努めてまいりました。

その後、令和4年3月に東京都教育委員会が、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」を策定したことを受け、このたび、福生市教育委員会では、本書「福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画(一部改定) 福生市特別支援教育プログラム」を策定いたしました。本計画は、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間として、福生市教育委員会及び各学校が、特別支援教育の推進に向けて取り組む施策を示したものです。

特別な教育的支援を要する児童・生徒は増加傾向にあり、特別支援教育を一層充実させるためには、校内体制の強化や、全ての教職員の特別支援教育への理解と指導力の向上が求められております。

これらの課題を解決していくためにも、本書を活用し、ふっさっ子が将来の自立を見据え、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人を大切にした教育を一層充実していただくようお願いいたします。

令和5年3月

福生市教育委員会教育長 石田 周

Contents

I

特別支援教育の考え方と福生市特別支援教育推進計画 1

- | | | | |
|---|--|-------|----|
| 1 | 特別支援教育とは | | 2 |
| 2 | 福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次
実施計画（一部改定） 策定の背景 | | 10 |
| 3 | 福生市特別支援教育推進の基本的な考え方 | | 18 |
| 4 | 全ての学校で実施するアクション10 | | 20 |
| 5 | 教育委員会におけるアクション10 | | 24 |

II

全教員による特別支援教室の運営 29

- | | | | |
|---|----------------------------|-------|----|
| 1 | 特別支援教室とは | | 30 |
| 2 | 特別支援教室の対象となる児童・生徒 | | 32 |
| 3 | 福生モデル 7つのポイント | | 34 |
| | ポイント① 児童・生徒の実態に応じた指導目標の明確化 | | 36 |
| | ポイント② 学校生活支援シート、個別指導計画の作成 | | 40 |
| | ポイント③ 指導目標を常に見据えた指導 | | 42 |
| | ポイント④ 巡回指導教員と在籍学級担任等との協働 | | 44 |
| | ポイント⑤ 共通した指導・支援体制の構築 | | 46 |
| | ポイント⑥ 教員の専門性の向上 | | 48 |
| | ポイント⑦ 児童・生徒、保護者、地域の理解促進 | | 50 |
| 4 | 特別支援教室の指導事例 | | 56 |

III

特別な支援が必要な児童・生徒への対応 61

- | | | | |
|---|---------------------|-------|----|
| 1 | 特別な指導が必要な児童・生徒への気付き | | 62 |
| 2 | 特別支援教育コーディネーターの役割 | | 66 |
| 3 | 校内委員会の役割 | | 68 |

IV

副籍制度の充実

71

- | | | |
|--------------|----|----|
| 1 副籍制度が目指すもの | …… | 72 |
| 2 交流活動のポイント | …… | 74 |
| 3 副籍交流の実際 | …… | 76 |

V

知的障害特別支援学級の指導内容

79

- | | | |
|------------------------|----|----|
| 1 特別支援学級の教育課程 | …… | 80 |
| 2 知的障害特別支援学級における指導 | …… | 82 |
| 3 知的障害のある児童・生徒に対する教育課程 | …… | 84 |
| 4 特別の教育課程の内容 | …… | 86 |

VI

自閉症・情緒障害特別支援学級の指導内容 89

- | | | |
|---|----|----|
| 1 自閉症・情緒障害特別支援学級とは | …… | 90 |
| 2 自閉症・情緒障害特別支援学級の各教科の指導 | …… | 92 |
| 3 自閉症・情緒障害特別支援学級の各教科の
自立活動の指導 | …… | 94 |
| 4 自閉症・情緒障害特別支援学級の各教科の
交流及び共同学習 | …… | 96 |
| 5 自閉症・情緒障害特別支援学級の各教科の
年間授業時数の配当のポイント | …… | 98 |

VII

言語障害通級指導学級

101

- | | | |
|----------|----|-----|
| ことばの教室とは | …… | 102 |
|----------|----|-----|

VIII

参考資料

105

- | | | |
|-----------------------------|----|-----|
| 福生市の就学相談 | …… | 106 |
| 就学支援シート | …… | 108 |
| 福生市特別支援エリアネットワーク | …… | 112 |
| 小・中学校等における特別支援教育 | …… | 114 |
| 子どもたちの育ちを支えるために | …… | 116 |
| 各教科等における障害に応じた配慮事項について | …… | 118 |
| 「福生市特別支援教育プログラム」の活用例 (校内研修) | … | 134 |
| 参考文献 | …… | 136 |

A decorative background featuring a vibrant rainbow arching across a bright blue sky with soft white clouds. In the corners, there are clusters of green leaves with small white starburst highlights, suggesting a sunny, fresh atmosphere.

I

特別支援教育の考え方と 福生市特別支援教育推進計画

令和5年度から令和7年度までの3年間にわたる
福生市特別支援教育推進計画を理解しましょう。

1 特別支援教育とは

現在、我が国において「共生社会の形成」に向けたインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育の推進が大きな課題となっている。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行され、全ての学校において「合理的配慮」の提供が義務付けられた。

共生社会の形成について

共生社会の形成



平成24年（2012年）中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、「中教審分科会報告」という。）では、共生社会について、次のように示している。

① 共生社会

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。これは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

② インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すものである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

どちらかではなく両方！

共に
過ごす

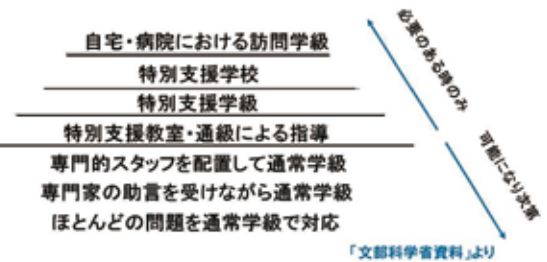


必要な
学びへ
アクセスする

③ 多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

通常の学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。



共生社会の形成

人間の多様性等
の強化

最大限の発達と
自由な社会参加

共に学ぶことを
最大限追求

具体的な施策

就学先決定は
本人・保護者の
意向を尊重

個々のニーズに
合わせて多様な
学びの場を用意

基礎的環境整備
合理的配慮の
提供

教員の
専門性向上

合理的配慮について



合理的配慮

合理的配慮については、障害者権利条約第2条に次のように示されている。

第2条 定義（抜粋）

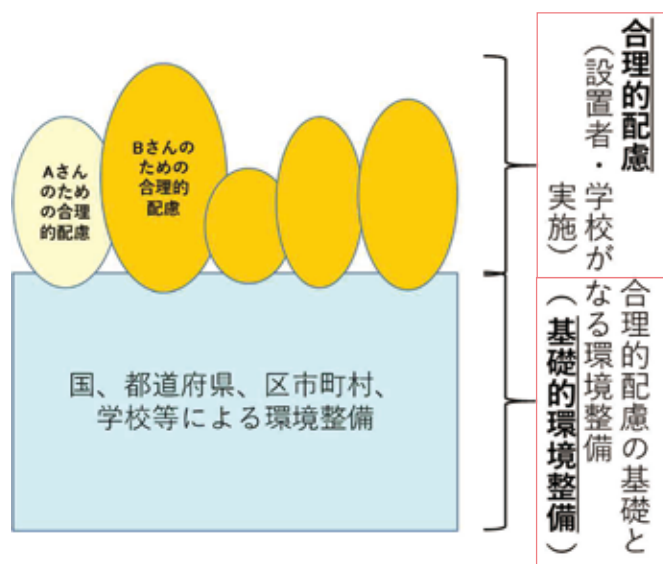
「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

障害者権利条約第4条及び第5条で、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされている。

教育委員会及び各学校は、障害のある子どもとインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として合理的配慮の提供に努める必要がある。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであるため、教育委員会と学校、本人、保護者により、可能な限り合意形成を図った上で決定されることが望まれる。

合理的配慮は、児童・生徒の発達の程度や適応の状態等によって変わるものであるため、学校は個別指導計画や個別の教育支援計画に基づき、合理的配慮を実行した結果を評価して、定期的に見直していくことが求められる。



合理的配慮の決定に当たっては、次の障害者権利条約第24条第1項の目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

第24条 教育（抜粋）

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。（中略）
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。（後略）

学校における合理的配慮

これまで学校では、障害のある児童・生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、教育委員会、学校、各教職員は「合理的配慮」への理解を深めていく必要がある。

4 ページにあるとおり、「合理的配慮」は障害者権利条約第 2 条で定義付けされ、障害者差別解消法第 7 条で行政機関等の提供義務が定められている。

また、中教審分科会報告では、具体的な提供例等が示されている。これを参考にすると、学校における合理的配慮を理解するポイントは次のようになる。

① 目的

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、合理的配慮の提供を行う。

② 提供者

担任だけの責任で合理的配慮を提供するのではなく、「学校の設置者及び学校」が本人・保護者の意思の表明を受けて合理的配慮の提供を行う。

③ 実施内容

「個別に必要とされる」一人一人の教育的ニーズに応じて、個別に検討して「必要かつ適切な変更及び調整」を行う。

④ 提供に当たって

学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」について、合理的配慮の提供を行う。

「過度の負担」については、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する。

⑤ 情報の提供

合理的配慮については、教育委員会、学校、各教職員が正しく認識して取り組むとともに、本人及び保護者に適切な情報提供を行うことが求められる。

合理的配慮の観点及び提供例

合理的配慮については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難なことから、中教審分科会報告では、「合理的配慮」を提供するに当たっての観点を、「①教育内容・方法」、「②支援体制」、「③施設・設備」について、それぞれを類型化するとともに、観点ごとに、各障害種に応じた「合理的配慮」を例示するという構成で整理している。

合理的配慮の観点及び提供例

合理的配慮の観点と提供例については、中教審分科会報告で次のように示されている。

① 合理的配慮の観点 3観点11項目

【観点① 教育の内容・方法】

<①-1 教育内容>

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

<①-2 教育方法>

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

【観点② 支援体制】

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

【観点③ 施設・設備】

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

② 合理的配慮の提供例(①-1-2 学習内容の変更・調整)

視覚障害	視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。 (状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近くことや触感覚の併用、体育等における安全確保 等)
聴覚障害	音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。 (外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等)
知的障害	知的発達の遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。 (焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等)
肢体不自由	上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。 (書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育での運動の内容を変更 等)
病弱	病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導票に基づいた変更・調整を行う。 (習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更 等)
言語障害	発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。 (教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導 等)
自閉症・情緒障害	自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。 (理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等)
学習障害	「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。 (習熟のための時間を別に設定、軽重を付けた学習内容の配分 等)
注意欠陥多動性障害	注意の集中を継続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。 (学習内容を分割して適切な量にする 等)

合理的配慮は、一律のものではなく、例示されていない内容でも、一人一人の教育的ニーズに応じて、個別に検討して提供する必要がある。

③ 合理的配慮の提供例

視覚障害（弱視）のAさん

【状態】 矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

肢体不自由のBさん

【状態】 両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

学習障害（LD）のCさん

【状態】 読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。

- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意

知的障害のDさん

【状態】 知的発達の遅れがあり、短期的な記憶が困難。

- 話し言葉による要点を簡潔な文字にして記憶を補助

病弱のEさん

【状態】 病気のため他の子供と同じように、運動することができない。

- 体育等の実技において、実施可能な課題を提供

聴覚障害（難聴）のFさん

【状態】 右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- 教室前方・右手側の座席配置（左耳の聴力を生かす）
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話（座席をコの字型にし、他の児童の口元が視覚的に見やすくする 等）

基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、区市町村は各区市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。

これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」中央教育審議会初等中等教育分科会

基礎的環境整備

基礎的環境整備を土台として、設置者及び学校が、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ、進めていくことが重要である。

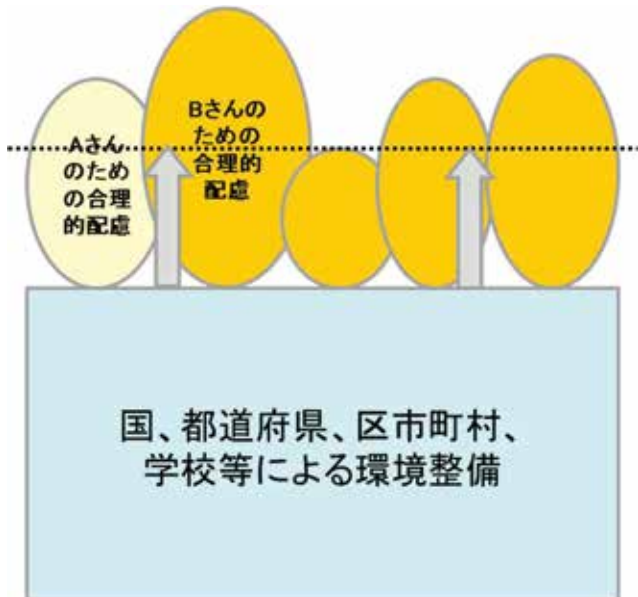
① 基礎的環境整備 8項目

- (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- (2) 専門性のある指導体制の確保
- (3) 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別の指導計画の作成等による指導
- (4) 教材の確保
- (5) 施設・設備の整備
- (6) 専門性のある教員、特別支援教育支援員等の人的配置
- (7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- (8) 交流及び共同学習の推進

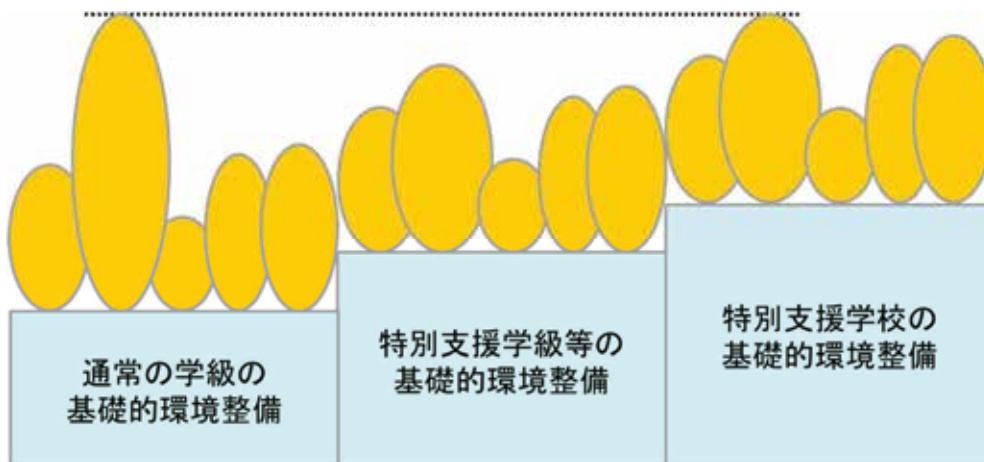
なお、「基礎的環境整備」は、合理的配慮と同様に、体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を設置者及び学校に課さないよう留意する。

② 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

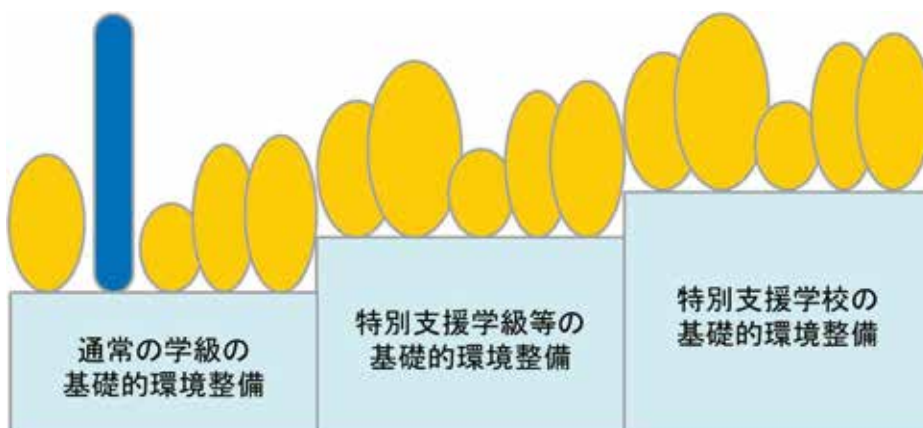
「基礎的環境整備」は「合理的配慮」の基礎となる環境整備である。



誰に対しても、同様の合理的配慮が提供される環境が整えば、基礎的環境整備は進む。



「基礎的環境整備」は異なることから、申出の方法によっては、過度の負担となり、提供できなくなることもある。



申出のあった方法では対応が難しい場合でも、建設的な対話を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応することが重要。

策定の背景

「福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画（一部改定）」の策定に当たり、福生市における特別支援教育の現状と課題、国や東京都等の取組の経過、これまでの計画の評価、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」及び平成29年告示の学習指導要領のポイントについて示す。

現状と課題

特別支援学級等の児童・生徒の状況から

本市における特別支援学級・通級指導（特別支援学級・ことばの教室）に在籍する児童・生徒数をまとめた。全体的に在籍数が増加傾向であるなか、自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校[かめのこ]・中学校[9組]）の令和元年度と令和4年度を比較すると、増加率が約2倍となっている。特別支援教室の利用者は、全児童・生徒数の約6%を占めており、30人規模の学級において、1～2名の利用者があることになる。

固 定			令和4年度		令和元年度		平成25年度	
			在籍数	在籍割合	在籍数	在籍割合	在籍数	在籍割合
知的障害	第一小学校	ひまわり	27	1.85%	26	1.87%	14	1.29%
	第二小学校	くまがわ	15		18		19	
	第一中学校	8組	33	3.09%	26	2.42%	25	2.01%
自閉症・情緒障害	第六小学校	かめのこ	25	1.10%	11	0.46%		
	第一中学校	9組	9	0.84%	5	0.46%		

通 級			令和4年度		令和元年度		平成25年度				
			在籍数	在籍割合	在籍数	在籍割合	在籍数	在籍割合			
特別支援教室	第三小学校	やまなみ	32	6.97%	23	6.63%	41	4.12%			
	第一小学校		24		19						
	第四小学校		23		32						
	第六小学校	教室	23		16		39 (かめのこ)				
	第五小学校		22		15		25				
	第二小学校	かわせみ	21				34				
	第七小学校		13		17						
	第一中学校		12								
	第二中学校	福二	25		4.82%		22		4.76%	25	2.98%
	第三中学校	福三	14				29			12	
言語障害	第七小学校	ことば	33	1.46%	37	1.57%					

※小学校では平成28年度まで、中学校では令和元年度まで、情緒障害等通級指導学級

（平成25年度、令和元年度、在籍数は、各年度1月8日現在。令和4年度は10月1日現在）

通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒の状況から

平成24年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」においては、通常の学級には「知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒が6.5%在籍している」という結果が出ている。（令和3年の同調査では、8.8%であった。）

さらに、東京都教育委員会は、公立小学校への特別支援教室の導入に当たり、通常の学級に在籍している知的障害のない発達障害児への支援状況等を把握することを目的として、平成26年8月に調査を行った。その結果によると、平成26年7月18日現在の本市における発達障害の可能性のある児童数は、通常の学級に在籍する全児童数2,339名のうち、214名であり、全体に占める割合は、9.14%という結果であった。

これらの調査や、教員の児童との関わりのなかで、何かしらの支援が必要な児童・生徒が存在するという見取りから、発達障害教育の充実は、喫緊の教育課題であり、全教員による特別支援教育の理解と実践、校内体制の強化が必要である。

福生市全体の支援体制の構築に係る視点から

平成26年度、27年度に東京都が実施した「都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査」によれば、幼稚園等（幼稚園、認証保育所、認可保育所、認定こども園）において、発達障害と考えられる幼児の在籍率は5.1%という結果が出ている。

本市においても、幼児・児童・生徒の状況や教職員等の声から、発達障害等の早期発見・早期療育の実現が喫緊の課題となっている。そこで、これまで教育委員会は、適切な就学をねらいとした幼稚園等への巡回相談の実施、就学前幼児の保護者等の理解・啓発を促進するためのリーフレットの作成・配布、福生市特別支援エリアネットワークを踏まえた幼保・小・中の連携を目的とした「福生市特別支援教育関係機関等連絡会」等に取り組んできた。

発達障害は、早期に発見し継続的に適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や社会適応につながりやすくなることから、保護者の理解を得やすい早期発見の仕組み」や「指導・支援の情報が円滑に引き継がれ、継続した指導・支援を受けられる仕組み」について、関係部署と連携し、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいくことが重要である。

第二期・第二次実施計画 評価

「第二期・第二次実施計画（一部改定）」を策定する上で、令和3年3月に策定した「福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画 福生市特別支援教育アクション20」について、次のように評価した。

全ての学校で実施するアクション10

◎達成 ○一部達成

アクション	細目	評価
1	学校経営方針、学校評価項目への位置付け	◎ 位置付けは行っているが、実情としての課題は多い。
2	合理的配慮の提供	◎ 保護者と内容を確認し、必要な配慮を行っている。
3	全ての児童・生徒、保護者等の理解促進	○ 学校便り、保護者会等で啓発を行っている。児童・生徒への理解の進化には課題がある。
4	学校生活支援シートや個別指導計画等を活用した指導・支援体制の構築	◎ 作成した資料を更に活用していくことが課題である。
	学校生活支援ファイルを活用した保護者との連携	◎ ファイルを活用して面談等で情報共有を図るとともに、更なる連携が必要である。
	就学支援シートを活用した幼保小の接続期における連携の強化	○ 概ね活用できているが、更なる工夫が必要である。
5	全教員の理解と実践	○ 校内委員会で情報を共有するが、一部の教員に指導を頼る傾向が見られた。
	ユニバーサルデザイン・インクルーシブ教育の考え方に基づく指導と学級づくり	◎ 教室の環境整備においてユニバーサルデザインに基づく配慮を行うことができた。
	全教員の協働による子どもたち一人一人のための指導体制	◎ 児童・生徒の状況を共有する体制を構築した。
6	通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への指導・支援の推進	◎ 「退室目標」を踏まえた学級担任と巡回指導教員との指導内容の連携強化
7	特別支援教育校内委員会の活性化	◎ 校内委員会を校務分掌に位置付けるなど、確実に実施するようにした。
8	児童・生徒の実態に応じた授業改善の推進	○ 指導・支援の在り方や授業改善は、今後とも重点的に行う必要がある。
9	特別支援教育に係る校内研修会等の充実	○ スクールカウンセラー主催の研修を開催するなど、研修の充実に努めた。
10	特別支援教育コーディネーターの育成と活用	◎ 複数人による配置とし、多くの教員に経験させるようにした。

総括すると、学校経営方針、学校評価項目への位置付けや学校生活支援シート、個別指導計画の作成等、特別支援教育の充実に向けた取組が着実に行われている一方で、児童・生徒の実態や背景を踏まえた指導や、身に付けさせたい力を明確にした授業改善を推進していくことが必要である。

これらを踏まえ、「第二期・第二次実施計画（一部改定）」においては、アクションや細目の整理を行い、具体的な行動目標を設定できるよう工夫することが求められる。

教育委員会等におけるアクション10

◎達成 ○一部達成

アクション		細目	評価	
11	東京都特別支援教育推進計画を踏まえた、福生市特別支援教育実施計画の策定・推進	東京都特別支援教育推進計画	◎	計画に位置付けた。
		福生市特別支援教育推進計画		
12	発達障害のある児童・生徒への指導内容の充実	「福生市特別支援教育プログラム」の活用を通じた、発達障害のある児童・生徒への指導内容の充実に向けた指導・支援	◎	福生市特別支援教育プログラムを活用した研修を実施するとともに校内レベル判定への資料を作成・配布。通知等で周知した。
		特別支援教室に関する、校内委員会による適正なレベル判定に向けた指導・支援		
13	特別支援教育に係る研修等の充実	特別支援学校センター機能を活用した、市内特別支援学級担任の専門性向上に向けた授業改善の推進	○	都立羽村特別支援学校に講師を依頼するとともに、市独自で研修会を実施した。
		特別支援教室担任による「退室目標」を見据えた「自立活動」の授業内容の質の向上		
		特別支援教育コーディネーター研修会等の充実		
14	保護者向けリーフレットの作成・配布	就学前幼児の保護者への配布	◎	作成の上、配布した。
		保護者向けリーフレットの作成と小・中学校保護者への配布		
15	外国籍向けリーフレットの作成・配布	外国語版リーフレットの作成	○	通常のリーフレットに、英訳を掲載した。
16	副籍制度推進体制の整備	副校長連絡会と連携した副籍制度推進体制の整備	○	副籍制度活用連絡会を開催し、市内小中学校の交流活動を行った。
17	福生市特別支援教育推進体制整備委員会の充実	特別支援教育推進体制整備委員会を通じた役割分担・責任の明確化	○	令和4年度において、特別支援教室の運営に関する協議会を開催した。
		「福生市特別支援教育プログラム」改訂に向けた検討		
18	就学相談等の機能強化	教育支援委員会の精度の向上	◎	教育支援委員会の機能強化を図り、福生市特別支援教育プログラムに基づいた運営を実施した。
		PDCAサイクルに基づいた教育支援委員会の運営		
19	早期連携・早期支援に向けた体制の整備	早期連携・早期支援に向けた体制の整備及び教育相談室の専門性の活用	○	校内委員会への参加や関係機関との連絡会等を通じて、早期対応を図った。東京都の主催する研修会へ積極的に参加し、教育センター職員の質の向上を図った。
		福生市教育センター職員への研修の充実、学校と関係機関の連携の強化		
20	「特別支援エリアネットワーク」の構築	情報が円滑に引き継がれ、継続した指導・支援が受けられる仕組みづくり	○	関係部署と児童発達支援センター設置に向けた取組を検討している。

国・東京都・福生市の主な取組

	国
平成15年度	○「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」文部科学省 （特殊教育から特別支援教育への転換を図るという基本的な方向性の提示）
平成16年度	○「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」文部科学省 ○「障害者基本法」一部改正
平成17年度	○「発達障害者支援法」施行（発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国・地方公共団体の責務を明確化） ○「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」中央教育審議会
平成18年度	○「学校教育法施行規則」の一部改正（通級による指導の対象にLD・ADHDが付加） ○「障害者の権利に関する条約」国連総会採択
平成19年度	○「学校教育法等」一部改正 （従来の盲・聾・養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化、小・中学校等においても特別支援教育を推進することについて法律上明確に規定）
平成20年度	
平成21年度	○「情緒障害者を対象とする特別支援学級の名称について」文部科学省初等中等教育局長 通知 （情緒障害特別支援学級における障害種の明確化、「情緒障害者」を「自閉症・情緒障害者」と改める。）
平成22年度	○「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置 中央教育審議会初等中等教育分科会 （「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について調査審議を行う。）
平成23年度	
平成24年度	○「合理的配慮等環境整備ワーキンググループ（報告）」特別支援教育の在り方に関する特別委員会 ○「児童福祉法」の改正（発達障害児を障害児支援の対象として位置付け） ○「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」特別支援教育の在り方に関する特別委員会
平成25年度	
平成26年度	
平成27年度	
平成28年度	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 （合理的配慮の不提供の禁止が国・地方公共団体等にとって法的義務となる。）
平成29年度	
平成30年度	
令和元年度	○「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置
令和2年度	
令和3年度	○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年6月）
令和4年度	

東京都	福生市
○「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」	
○「東京都特別支援教育推進計画－一人一人が輝く特別支援教育の創造をめざして－」発行	
○「副籍制度の円滑な実施に向けて（ガイドライン試案）」	
○「特別支援教育推進のための新しい就学相談システムの構築に向けて」発行	
○「特別支援教育推進のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～」発行	○福生第二中学校通級指導学級 開級
○「東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画」策定	○副籍制度開始
	○福生市教育センター開設（福生市中央体育館内）
○「通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築に関する調査研究事業報告書」発行	
○「乳幼児期を大切に子供の発達の科学的見地と親の学習支援」発行	○「福生市特別支援教育推進計画」策定
○「副籍制度の充実に向けて」発行	
○「特別な支援を継続的に必要としている子供たちのために」発行	
○「特別な支援を必要とする子供に対する関係機関の早期支援の連携モデル事業 報告書」発行	
○「地域で乳幼児期の子供と親を支える～家庭教育支援の『担い手』養成のために～」発行	○福生第三小学校通級指導学級 開級
○「プログラム事例集 ～地域プログラムの試行的取組～」発行	
○「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」策定	
○「個別の教育支援計画の活用～作成と引継ぎの実際～」発行	
○「小学校特別支援学級における自閉症の児童の指導の工夫」発行	
○「特別支援学級（固定学級・通級による指導）教育課程編成の手引」発行	○「福生市特別支援教育推進計画第二次計画」策定
	○福生第三中学校通級指導学級 開級
○「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく特別支援学級の教育内容・方法の充実事業報告 小・中学校の特別支援教育の推進のために」発行	○ふっさっ子未来会議による教育センター改革、特別支援教育の推進と個別支援教育体制の充実
○「平成25年度東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく都立特別支援学校の指導内容充実事業報告書 特別支援学校の教育内容の充実」発行	○福生市教育支援委員会 設置
○「これからの個別の教育支援計画～「つながり」と「安心」を支える新しい個別の教育支援計画～」発行	○教育相談室に教育支援チーム（つむぎ）設置
○「平成26年度－就学相談の手引き－児童・生徒一人一人の適切な就学のために（義務教育）」発行	○「福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画 福生市特別支援教育アクション20」策定
○「副籍ガイドブック」発行	○ことばの教室を福生第七小学校に設置
○「特別支援教室の導入ガイドライン」発行	○「福生市特別支援教育ハンドブック」発行
○「副籍交流事例&アイデア集」発行	○福生市特別支援教育推進体制整備委員会設置
○「東京都発達障害教育推進計画」策定	○「福生市特別支援教室プログラム」発行
○「『つながり』と『安心』保護者とともに作る個別の教育支援計画」発行	○保護者向けリーフレット「発達障害への理解を深めましょう」発行
○「平成27年度東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく都立特別支援学校の指導内容充実事業報告書 知的障害のある児童・生徒の教育内容の充実に向けて」発行	○小学校全校に特別支援教室を設置
○「自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の在り方について」発行	○自閉症・情緒障害特別支援学級を福生第六小学校に設置
○「平成27年度改訂版 都立知的障害特別支援学校清掃技能検定テキスト」発行	○中学校自閉症・情緒障害特別支援学級指導体制検討委員会設置
○「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」策定	○「福生市特別支援教育プログラム」検討委員会設置
○「平成28年度東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく都立特別支援学校の指導内容充実事業報告書 知的障害特別支援学校の教育課程の充実に向けて」発行	○「福生市特別支援教育第二期・第一次実施計画」策定及び教師用指導資料「福生市特別支援教育プログラム」発行
○「『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント 活用&支援マニュアル」発行	○自閉症・情緒障害特別支援学級を福生第一中学校に設置
○「通常の学級における個別指導 一ひらがなの学習から児童を支える」発行	○「福生市特別支援教育プログラム」一部改訂版発行
○「東京都発達障害教育推進計画 ICT機器の活用事例集 児童の学習上の困難さを改善するために」発行	○「福生市特別支援教育プログラム」一部改訂版（令和3年度版）発行
○「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について」発行	○中学校全校に特別支援教室を設置
○「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」発行	
○「先生も！子供も！保護者も！みんなで楽しい学校づくり 特別支援教室の運営ガイドライン」（令和3年3月 東京都教育委員会）発行	○「福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画（一部改定）」及び「福生市特別支援教育プログラム」（令和5年3月）（令和5年度版）発行
○「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」策定	

東京都教育委員会が令和4年3月に策定した

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」から、「福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画（一部改定）」に関わる内容について示す。



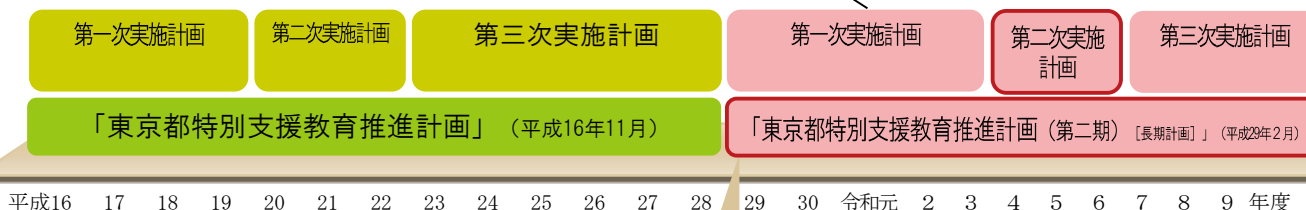
東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成

※ 障害者の社会貢献
障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、「貢献」と表現している。

計画期間

※新型コロナウイルス感染症対策のため、第一次実施計画の期間を延長することとし、併せて、長期計画の計画期間も1年延長された。



共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実

<方向性Ⅰ> 特別支援学校における特別支援教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の社会参加や社会貢献を円滑に実現できるよう、特別支援学校の指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

<方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

小・中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

未来の東京を見据えた特別支援教育の推進

<方向性Ⅲ> 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

主権者教育や防災教育、心身の健全育成などの取組を推進するとともに、障害者スポーツや芸術文化への興味・関心を高め、社会に参加・貢献できる人間を育成します。

特別支援教育を支える基盤の強化

<方向性Ⅳ> 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

質の高い特別支援教育を推進するため、教員の専門性向上や学校・区市町村への支援の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、広く都民の理解を促進する体制を整備します。

第二次実施計画における施策の体系

第二次実施計画における区市町村立学校に関わる主な施策は、第2部第2章に記載されている。

なお、第一次実施計画から、新たに追加された項目には下線を追記した。

施策	取組分野	第二次実施計画における個別事業
1 小学校、中学校における特別支援教育の充実	(1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実</u>[P. 82] ② <u>知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学級版）の開発</u>[P. 83] ③ 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援[P. 84] ④ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実[P. 84] ⑤ 特別支援学校のセンター的機能を生かした視覚障害・聴覚障害のある児童・生徒への支援[P. 85] ⑥ 副籍制度の充実による交流活動の推進[P. 85] ⑦ <u>学校におけるインクルージョンに関する実践的研究</u>[P. 86] ⑧ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援[P. 87]
	(2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援教室の円滑な運営[P. 89] ② 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発[P. 91] ③ <u>発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実</u>[P. 93] ④ 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の充実に向けた支援[P. 93]

「第二次実施計画」（施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実）P28より一部抜粋

これらの追加項目については、第二次実施計画（一部改定）において重視することが求められる。

また、他の施策の方向性において示されている、「デジタルを活用した教育の充実」や、「専門性の向上に向けた研修等の充実」など、小・中学校に関わる項目についても踏まえて、福生市としての特別支援教育の推進に向けた取組を考えていく必要がある。

福生市特別支援教育推進の基本的な考え方

「福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画（一部改定）」の策定にあたり、本市の特別支援教育の基本的な考え方を定める。

基本理念

福生市は、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長する教育施策を推進する。

そのためには、就学前から学校卒業後までのライフステージを見通し、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関との連携を重視し、児童・生徒一人一人の発達特性や障害の状況に応じた教育を推進する特別支援教育を展開する。

特別支援教育の充実により、全てのふっさつ子が、社会的自立を図る力や、地域の一員として生きていく力を培い、共生社会の実現を目指す。

基本となる4つの指針

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成することを目指し、基本となる指針を示す。

特別支援教育に関する校内体制の整備、管理職の経営責任の明確化、教員の専門性の向上を図る。

学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が相互に連携をとり、特別支援教育を推進していく。

ライフステージに応じた相談体制を整備し、就学前から子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばすための教育的支援を行う。

特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応するために、教育センターの機能強化を推進する。

第二期・第二次実施計画（一部改定）

（ ）は、取組の視点、○は、具体的な行動を示したアクションを示している。

全ての学校で実施するアクション10

(1) 特別支援教育を重視した学校経営

- ① 特別支援教育を重視した学校経営、学年・学級経営、特別支援教室経営等の促進
- ② 障害の理解に基づいた合理的配慮の提供
- ③ 児童・生徒、保護者、地域等の理解の促進

(2) 個に応じた指導・支援体制の充実

- ④ 校内における協働・連携体制の構築
- ⑤ 保護者や関係機関との連携
- ⑥ 通級している児童・生徒への指導・支援の推進
- ⑦ 特別支援教育に関する校内委員会の充実

(3) 教員の資質・能力の向上

- ⑧ 特別支援教育の理解
- ⑨ 特別な支援を要する児童・生徒の特性に応じた指導・支援の充実
- ⑩ 特別支援教育コーディネーターの育成と活用

教育委員会におけるアクション10

(1) 個に応じた指導・支援の充実

- ⑪ 特別な支援を要する児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実
- ⑫ 特別支援学級の指導・支援の充実

(2) 発達障害教育の推進

- ⑬ 特別な支援を要する児童・生徒の把握と適切な支援
- ⑭ 特別支援教室の指導・支援の充実

(3) 教員の資質・能力の向上

- ⑮ 全教職員における特別支援教育に関する理解の促進
- ⑯ 特別支援教育コーディネーターの育成

(4) 特別支援教育を推進する体制の強化

- ⑰ 副籍制度の推進
- ⑱ 就学相談の充実
- ⑲ 教育相談室の機能強化
- ⑳ 特別支援教室の運営の充実

校長のリーダーシップの下、全ての学校で全ての教員が実施するアクション10を次に示す。

特別支援教育を重視した学校経営

特別支援教育の推進には、学校経営計画に特別支援教育の考え方や方針などを明示し、学校評価において、その取組状況を評価することが必要である。

そして、全教職員による障害の理解に基づいた合理的配慮の提供や、特別支援教育の理解を促進することが重要である。

アクション1 特別支援教育を重視した学校経営、学年・学級経営、特別支援教室経営等の促進

校長は、学校経営計画に特別支援教育の考え方や方針を明示し、校内体制の構築、全ての教員の指導力向上に向けた取組、全児童・生徒、保護者の理解促進に向けた取組等を明確にする。さらに、学校評価において取組状況の評価・改善を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校経営方針、学校評価項目等に位置付けるなどの取組	継続		

アクション2 障害の理解に基づいた合理的配慮の提供

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、学校は本人や保護者との合意形成の下、学校における「合理的配慮」の提供を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障害の理解に基づいて、合理的配慮を適切に提供するための取組	充実		

アクション3 児童・生徒、保護者、地域等の理解の促進

特別支援教育の推進において、児童・生徒だけでなく、保護者、地域等にも特別支援教育の理解を促していくことが重要である。「学校だより」、「ホームページ」を活用した情報発信や、保護者会等で特別支援教育に関する取組を説明するなど、様々な機会を活用して特別支援教育の理解を促進させる取組を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全ての児童・生徒、保護者、地域等に、特別支援教育に関する理解を深める取組	充実		

個に応じた指導・支援体制の充実

特別な支援を要する児童・生徒への支援体制の構築には、生徒・児童の実態を把握し、教員間で共有することが必要である。そのことが、個に応じた指導・支援体制を充実させていくことにつながっていく。

アクション4 校内における協働・連携体制の構築



校内における協働・連携体制の構築のためには、本人や保護者の意向などが記載された、「学校生活支援シート」と、障害の特性や、ニーズに応じた適切な指導・支援を行うための、「個別指導計画」を活用することが重要である。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「学校生活支援シート」、「個別指導計画」等を活用した校内連携	充実		

アクション5 保護者や関係機関との連携

特別な支援を要する児童・生徒一人一人に応じた指導・支援のためには、保護者や関係機関と連携し、協働的に取り組むことが重要である。


取組を校内で検討し、実効性のあるものにしていくことが求められる。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「学校生活支援ファイル」等を活用した保護者と連携する取組	継続		
「就学支援シート」等を活用した「幼稚園・保育園と小学校」、「小学校と中学校」の連携を図る取組	継続		

アクション6 通級している児童・生徒への指導・支援の推進

通級している児童・生徒への指導・支援の推進においては、指導目標や、指導の効果について学級担任と巡回指導教員等とで共有することが必要である。


そのため、連携を強化させる取組を検討し、実行していくことが求められる。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学級担任や教科担当等と特別支援教室（巡回指導教員）等との連携を強化させる取組	充実		

アクション7 特別支援教育に関する校内委員会の充実

校内における特別支援教育の推進には、校内委員会の充実が不可欠である。

特に、特別な支援を要する児童・生徒の支援レベルを決定し、具体的な支援方法を検討するためには、精度の高い実態把握と専門性のある教員の参加が重要である。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別な支援を要する児童・生徒の実態把握（支援レベル等）を、アセスメントや段階的な支援に基づいて行い、適切な支援方法を検討する校内委員会を充実させる取組	充実		

教員の資質・能力の向上

全ての教員が、発達障害や特別支援教育についての理解を深めるとともに、障害の状態に応じた適切な指導・支援を考え、実行する力を高めることが求められる。

アクション8 特別支援教育の理解

全ての教員の特別支援教育についての理解を深めるために「福生市特別支援教育プログラム」等を活用した校内研修会を実施することが求められる。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全教員が特別支援教育の理解を深める校内研修会	継続		

アクション9 特別な支援を要する児童・生徒の特性に応じた指導・支援の充実

児童・生徒が安心して学校・学級にいられるように、事例研究を通して、指導・支援の在り方や、インクルーシブな教育を目指し、ユニバーサルデザインに基づいた学校・学年・学級づくりを協議することが求められる。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指導項目や内容を踏まえた上で、指導目標を明確にした授業づくりや支援の在り方考える力を高める取組	充実		
ユニバーサルデザインの考え方に基づく、インクルーシブな教育の更なる充実のための学年、学級における取組	充実		

アクション10 特別支援教育コーディネーターの育成と活用

特別支援教育の推進の中心となるのは、特別支援教育コーディネーターである。特別支援教育コーディネーターの役割を校内で明確化する必要がある。特に、自校の特別支援教育の体制づくりや、特別な支援を要する児童・生徒の指導・支援状況を把握することが求められる。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別支援教育コーディネーターの育成と効果的な活用	充実		

各校の特別支援教育を支援するために、福生市教育委員会が取り組むアクション10を次に示す。

個に応じた指導・支援の充実

特別支援学級はもとより、発達障害と考えられる児童・生徒は、国や都による実態調査の結果から、ほとんどの通常の学級に在籍していることが推測されている。

学校において組織的に対応できるよう、通常の学級における発達障害のある児童・生徒に対する指導・支援を充実させていく取組が必要である。

アクション11 特別な支援を要する児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実

在籍学級において、特別な支援を要する児童・生徒に対して、在籍学級の担任に加え、スクールアシスタントティーチャーや、特別支援学級指導補助員などの人的環境を整備し、安心して過ごせる学校、学級づくりへの支援に努める必要がある。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
スクールアシスタントティーチャー等の適正な活用と拡充	拡充		

アクション12 特別支援学級の指導・支援の充実

知的障害特別支援学級、情緒障害特別支援学級におけるきめ細かな指導の充実を図るために、特別支援学校のセンター的機能を活用し、当該学級担当教員が指導・助言が得られるよう、都立羽村特別支援学校との連携を強化する。

また、福生市立学校と都立羽村特別支援学校との連携体制の構築を支援し、自発的に都立羽村特別支援学校への学校訪問の要請等を行えるよう努める。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都立特別支援学校のセンター的機能を活用した取組の推進	各校で実施	継続	

発達障害教育の推進

アクション13 特別な支援を要する児童・生徒の把握と適切な支援

特別な支援を要する児童・生徒への適切な支援には、在籍学級担任や教科担当、専科教員等による実態把握が必要である。また、それらの情報を共有し、適切な支援について協議を行う校内委員会の充実が重要である。

教育委員会として、実態把握のためのアセスメントシートや指導記録等の様式の作成・提供などを通して、校内委員会が充実するよう支援を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
校内委員会の充実に向けた支援	様式の提供	継続	

アクション14 特別支援教室の指導・支援の充実

特別支援教室の適正な運営と指導・支援の充実に向けて、担当教員間の指導方法等や問題意識の共有が必要である。

そのため、教育委員会が主体となって、特別支援教室担当教員連絡会を設置する。また、「特別支援教室の運営ガイドライン」（令和3年3月 東京都教育委員会）に準拠して、問題の解決、課題の設定を行い、具体的な方策を協議することを通して、特別支援教室の指導・支援の充実に努めていく。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別支援教室担当教員連絡会の設置・運営の充実	設置		


教員の資質・能力の向上

障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、可能性を開花させるためには、特別支援教育における指導や支援の在り方について理解し、日々の実践の中で、自ら資質・能力を向上させていくことが求められる。

アクション15 全教員における特別支援教育に関する理解の促進

特別な支援を要する児童・生徒が通常学級に在籍することから、全ての教員が特別支援教育に関する指導や支援の在り方について理解を深めていくことが求められる。


教育委員会主催の研修会や、特別支援学級や特別支援教室の担当教員を活用した特別支援教育に関する校内研修会等を開催できる体制を構築していく。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別支援教育に関する校内研修会等	充実 		

アクション16 特別支援教育コーディネーターの育成

特別支援教育コーディネーターの育成のため、教育委員会として連絡会を設置する。

互いの取組の紹介とともに、よりよい校内体制の構築について検討する機会とする。また、必要に応じて先行事例等を学ぶ機会を設定していく。


	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別支援教育コーディネーター連絡会の設置と充実	充実 		

特別支援教育を推進する体制の強化

障害のある児童・生徒の成長・発達に応じて、一貫性のある支援を提供するための体制づくりが重要である。

アクション17 副籍制度の推進

子ども一人一人の心が育つ交流、無理なく続けることができる交流、お互いの顔が見える交流、将来への希望がもてる交流活動の充実を目指していく。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
副籍制度に関する連絡会等の設置と運営の充実	継続 		

アクション18 就学相談の充実

小学校就学前、中学校就学前における就学相談を早期に行えるよう、各教育施設と連携していく。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
早期連携・早期支援に向けた体制の充実	継続		

アクション19 教育相談室の機能強化

特別な支援を要する児童・生徒への支援のために、小・中学校と連携を強化し、発達検査の適正な実施や、アセスメントの結果を踏まえた指導方法等の助言を推進していく。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小・中学校との連携の強化	充実		

アクション20 特別支援教室の運営の充実

各拠点校における特別支援教室の運営について協議する場を設置する。特別支援教室の運営上の問題を明らかにし、改善案を検討することで、よりよい特別支援教室の運営を目指す。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別支援教室運営委員会の設置と運営の充実	設置		

情報を引き継ぐツールの明確化

本市では、平成28年度、29年度に児童・生徒一人一人の指導・支援に生かしていくための情報を適切に引き継ぐことができるように、特別支援教育に関連して学校が作成・活用するシート等について、次のとおり整理した。

